

公 告

令和8年1月29日

本組合事業規程第101条第2項に基づき、令和9年産果樹共済（うんしゅうみかん）に係る共済掛金率等一覧表を下記のとおり公告する。

長崎県農業共済組合
組合長理事 大川 利浩

記

1. 共済目的の種類 うんしゅうみかん （令和9年産）
2. 共済掛金率 別紙のとおり
3. 果実1kg当たりの価額

区分	類区分	加入方式	価額(円)	左欄が掲げる価額が適用となる地域
第1区分	うんしゅうみかん1類1群 極早生うんしゅうみかんの品種のうんしゅうみかん（3類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	182	佐世保市、平戸市（旧北松浦郡田平町の区域に限る。）、松浦市、壱岐市及び北松浦郡の区域
			130	長崎県の区域（上欄の区域を除く。）
	うんしゅうみかん1類2群 早生うんしゅうみかんの品種のうんしゅうみかん（3類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	188	長崎県の区域
			204	
	うんしゅうみかん2類 普通うんしゅうみかんの品種のうんしゅうみかん（3類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	714	佐世保市、北松浦郡、島原市、雲仙市及び南島原市の区域
うんしゅうみかん3類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	246	壱岐市の区域	
		832	長崎県の区域（上欄の区域を除く。）	
第3区分	うんしゅうみかん4類	地域インデックス方式	$\sum \left[\begin{array}{l} \text{類区分等ごとに法第148条第2項の規定に基づき} \\ \text{農林水産大臣が定める果実のキログラム当たり価格} \times \text{当該類区分等の栽培面積} \end{array} \right]$ 類区分等ごとの栽培面積の合計	
第4区分	うんしゅうみかん5類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式	基準生産金額は、組合員ごと及び共済目的の種類ごとの果実の生産金額を基礎とする	
			714	佐世保市、北松浦郡、島原市、雲仙市及び南島原市の区域
			246	壱岐市の区域
うんしゅうみかん3類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	832	長崎県の区域（上欄の区域を除く。）	

公 告

令和8年1月29日

本組合事業規程第101条第2項に基づき、令和9年産果樹収穫共済（びわ）及び、令和8年度果樹樹体共済（びわ）に係る共済掛金率等一覧表を下記のとおり公告する。

長崎県農業共済組合
組合長理事 大川 利浩

記

1. 共済目的の種類 びわ（令和9年産収穫共済及び令和8年度樹体共済）
2. 共済掛金率 別紙のとおり
3. 果実1kg当たりの価額

区分	類区分	加入方式	価額(円)	左欄が掲げる価額が適用となる地域
	びわ	全相殺減収方式、 全相殺品質方式、 半相殺方式及び 地域インデックス方式	1,092	長崎県の区域
		樹体共済	1,092	長崎県の区域

公 告

令和8年1月29日

本組合事業規程第101条第2項に基づき、令和9年産果樹共済（なし）に係る共済掛金率等一覧表を下記のとおり公告する。

長崎県農業共済組合
組合長理事 大川利浩

記

1. 共済目的の種類 なし（令和9年産）
2. 共済掛金率 別紙のとおり
3. 果実1kg当たりの価額

区分	類区分	加入方式	価額(円)	左欄が掲げる価額が適用となる地域
第1区分	なし1類1群 早生の品種のなし	全相殺減収方式、 全相殺品質方式及び 半相殺方式	436	長崎市、諫早市、西海市、南島原市及び西彼杵郡の区域
			512	長崎県の区域（上欄の区域を除く。）
	なし2類2群 中生の品種のなし		464	長崎市、西海市、南島原市、西彼杵郡の区域
			437	長崎県の区域（上欄の区域を除く。）
	なし3類3群 晩生の品種のなし	336	長崎県の区域	
第3区分	日本なしの品種のなし4類	地域インデックス方式	$\frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{類区分ごとに法第148条第2項の} \\ \text{規定に基づき農林水産大臣が定める} \\ \text{果実のキログラム当たり価格} \end{array} \right] \times \text{当該区分等の栽培面積}}{\text{類区分等ごとの栽培面積の合計}}$	